

障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱

第1 目 的

障害福祉人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな障害福祉人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の障害福祉職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金（以下「障害福祉分野就職支援金」という。）の貸付を実施し、迅速に新たな人材を確保することを目的とする。

第2 実施主体

障害福祉分野就職支援金の貸付は、社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

第3 貸付対象者、貸付額及び貸付回数

1 貸付対象者は、次の（１）から（３）の要件をすべて満たす者とする。

（１）介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、又は統合課程、もしくは行動障害支援課程のうちいずれかを受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（一般課程、又は応用課程のいずれかを受講すること。）、同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修、「地域生活支援事業等の実施について（平成28年8月3日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」別記2-10「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）」に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）のいずれかを修了した者（介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱の第5における「離職介護人材再就職準備金」又は介護分野就職支援金貸付事業実施要綱における「介護分野就職支援金」の貸付を受けたことがある者を除く。）。

なお、当該研修は公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含まれること。

（２）障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、同条第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条の2の2第1項、同条第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号。以下「身体障害者福祉法」という。）第4条の2に規定するサービスをいう。）を提供する施設若しくは事業所、障害者総合支援法第5条第27項、同条第28項及び第77条の2並びに身体障害者福祉法第5条に規定する施設若し

くは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下「障害福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。

(3) 秋田県内において障害福祉職員として就労する日までの間に、予め、福祉保健人材・研修センターへ「障害福祉分野就職支援金利用計画書」（様式第1号）による氏名と住所等の届出を行った者。

2 貸付額は、障害福祉職員として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとして、200,000円と貸付対象者が県社協会長に提出した「障害福祉分野就職支援金貸付申請書」（様式第2号）に記載された額のいずれか少ない方と額する。

① 子どもの預け先を探す際の活動費

② 障害福祉に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

③ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費

⑥ その他、実施主体の長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

第4 貸付の申込み

障害福祉分野就職支援金の貸付申込者は、「障害福祉分野就職支援金貸付申請書」（様式第2号）及び「誓約書」（様式第3号）に第3の1（1）に掲げる研修の修了証明書等を添えて、県社協会長に提出するものとする。また、貸付の申込み時において、既に障害福祉職員として就労している者は、「障害福祉分野就職支援金業務従事届」（様式第4号）、就労を予定している者は、事業所が発行する採用決定を証する書類の写し又は「雇用決定証明書」（様式第5号）を県社協会長に提出するものとする。

ただし、第3の1（1）に掲げる研修を修了する日が第3の1（2）に掲げる事業所に就労する日より遅い場合は、研修修了後に修了証明書等を提出するものとする。

第5 貸付決定の通知

1 県社協会長は、障害福祉分野就職支援金の貸付を行う旨を決定したときは、障害福祉分野就職支援金の貸付申込者（以下「貸付申込者」という。）に必要な事項を記載した「障害福祉分野就職支援金貸付決定通知書」（様式第6号）により通知するものとする。

2 県社協会長は、障害福祉分野就職支援金の貸付を行わない旨を決定したときは、貸付申込者に必要な事項を記載した「障害福祉分野就職支援金貸付不承認決定通知書」（様式第7号）により通知するものとする。

- 3 障害福祉分野就職支援金の貸付申込者は、連帯保証人等が連署した「障害福祉分野就職支援金借用証書」(様式第8号)に印鑑証明書を添えて、県社協会長に提出するものとする。

なお、第4に定める貸付の申込み時において就労していなかった者は、「障害福祉分野就職支援金業務従事届」(様式第4号)を併せて提出するものとする。

第6 保証人

- 1 本事業の貸付申込者は、保証人を立てなければならない。
- 2 保証人は、独立した生計を営む成年の者で、貸付又は保証人変更の申込み時において、満70歳未満の者でなければならない。

なお、貸付申込者が未成年者である場合の保証人は、法定代理人でなければならないものとする。

- 3 保証人は、貸付を受ける者(以下「借受人」という。)と連帯して債務を負担するものとする。
- 4 2の規定に関わらず、会長が適当と認めた法人を連帯保証人とすることができるものとする。なお、このことについての取扱は、別に定めるものとする。

第7 届出義務

- 1 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を県社協会長に届け出なければならない。
 - (1) 借受人が、第3の1(1)に掲げる研修の受講を辞退したとき、又はやむを得ない事由により研修の受講期間に変更があったとき
 - (2) 借受人が休職、復職、転職、退職したとき、又は停職、免職の処分を受けたとき
- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。
- 3 1又は2による届出は、借受人の障害福祉分野就職支援金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

借受人又は連帯保証人の住所・氏名に変更が生じたときは、すみやかに「障害福祉分野就職支援金住所・氏名変更届」(様式第9号)によりその旨を県社協会長に届け出るものとする。

- 4 借受人が、返還免除対象業務に従事したときは、「障害福祉分野就職支援金業務従事届」(様式第4号)、業務従事先を変更したときは「障害福祉分野就職支援金業務従事等変更届」(様式第10号)に「障害福祉分野就職支援金業務従事期間証明書」(様式第11号)を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。
- 5 その他、県社協会長は、必要があるときは、借受人に対し、障害福祉分野就職支援金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

第8 貸付契約の解除

県社協会長は、借受人が「障害福祉分野就職支援金契約解除届」(様式第12号)により貸付契約の解除又は休止を申し出たとき、又は、借受人が資金貸付の目的を達成

する見込みがなくなつたと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

第9 返還の債務の当然免除

1 県社協会長は、借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 第3の1の(2)の障害福祉職員として就労した日から、秋田県内において、2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、秋田県外において障害福祉職員の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

なお、前述の「2年」の計算については、在籍期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とする。

また、障害福祉職員の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障害福祉職員の業務に従事できない期間が生じた場合は、当該期間を返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、障害福祉職員の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

(2) (1)に定める期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

2 1の(1)に該当する者は、「障害福祉分野就職支援金返還免除申請書」(様式第13号)に「障害福祉分野就職支援金業務従事期間証明書」(様式第11号)を添えて、県社協会長に届け出るものとする。

3 1の(2)に該当する者は、返還免除申請書に医師の診断書を添えて、県社協会長に届け出るものとする。

ただし、借受人が死亡した場合は、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第10 返還

本事業による借受人が、次の各号の1に該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する理由が生じた日の翌日から原則6ヵ月以内に、「障害福祉分野就職支援金返還計画書」(様式第14号)に基づき、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

なお、返還の決定に当たっては、本事業が障害福祉職員の業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、返還の決定の前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、第9の貸付額に係る返還の債務を免除できるよう促すことに努めること。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 秋田県内において、障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。

(3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第 11 返還の債務の履行猶予

県社協会長は、本事業による借受人が次の各号の 1 に該当する場合には、「障害福祉分野就職支援金返還猶予申請書」(様式第 15 号)の提出があったものに限り、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 秋田県内において障害福祉職員の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第 12 返還の債務の裁量免除

1 県社協会長は、本事業による借受人が、次の各号の 1 に該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき。

- ・返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。

- ・返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 秋田県内において 180 日以上、障害福祉職員の業務に従事したとき。

- ・返還の債務の額の全部又は一部

2 裁量免除の額は、秋田県内において、障害福祉職員の業務に従事した期間の日数を、360 で除して得た数値(この数値が 1 を超えるときは、1 とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

第 13 従事期間の計算

貸付金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日から離職した日までの日数による。

第 14 延滞利子

県社協会長は、本事業による借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第 15 会計経理

- 1 本事業を行うにあたっては、「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明瞭に経理するものとする。
- 2 また、当該会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を作成し、都道府県知事に報告しなければならないものであること。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。